



平成28年9月15日

各 位

会 社 名 株式会社パスコ  
代表者名 代表取締役社長 古川 顕一  
コード番号 9232 (東証第1部)  
問合せ先 取締役 経営管理部長 重盛 政志  
(TEL : 03-5722-7600)  
親 会 社 セコム株式会社 (コード : 9735)

#### 内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表しました「平成29年3月期第1四半期報告書の提出」および「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出」ならびに「過年度に係る決算短信等の訂正に関するお知らせ」のとおり、過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出するとともに、過年度に係る決算短信等の訂正開示を行いました。

また、これと併せ、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第66期 内部統制報告書 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

第67期 内部統制報告書 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

第68期 内部統制報告書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

##### 2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

(1) 第66期 内部統制報告書 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

##### 3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は

有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

## 記

平成 28 年 7 月頃、当社の衛星事業部において不適切な会計処理が行われていた可能性があると当社社員からの報告を受け、当社は内部調査を実施するとともに、調査の独立性を確保し、専門的および客観的な見地からの調査分析、再発防止策の立案等を目的とした、当社と利害関係のない社外の弁護士および公認会計士から構成される社内調査委員会を平成 28 年 8 月 3 日付で設置いたしました。

社内調査委員会の調査・検証により平成 25 年度および平成 26 年度において、本来請負案件の原価に計上すべき費用を、客観的には実態のない投資案件のソフトウェア仮勘定に計上することにより、原価を不当に繰り延べることその他、工事進行基準における計画原価を不当に低減させ利益を前倒し計上する等の不適切な会計処理が行われていたことが判明しました。なお、平成 27 年度決算において当該ソフトウェアは将来の回収可能性がないことから減損処理を行いました。

これに伴い当社は、影響のある過年度の決算を訂正するとともに、平成 26 年 3 月期から平成 28 年 3 月期の有価証券報告書並びに平成 26 年 3 月期第 1 四半期から平成 28 年 3 月期第 3 四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件不適切な会計処理の背景は、平成 25 年度に当該事業部の受注が同業他社の参入等による競争激化および大型案件の多額なディスカウントの影響等により減少し、当初策定した数値計画と乖離が生じ、かつ、今後も乖離が拡大することが想定される状況下において、経営陣から計画達成の指示を受けたこと等を要因とし、当該事業部の幹部社員が、過去に同事業部を成長基盤に乗せてきたとの自負心もあり、部下に不正を指示し同事業部において実行させたものであります。

このような不適切な会計処理の早期発見と適切な対応を逸した原因は、全社的な内部統制におけるコンプライアンス遵守意識が不足していたこと、企業風土としての自由闊達さが減退していたこと、また、稼働時間の計上に係る指導が不足していたこと、フェーズを利用した工事進行基準の運用状況の検証が適切でなかったこと、および社内開発に係る投資評価のモニタリングが不足していたこと等の統制上の不備によるものと認識しております。当社は当該内部統制の不備が、結果として財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することが出来ませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、今回の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、社内調査委員会からの提言を踏まえ、以下のとおり再発防止策を講じて内部統制の整備・運用を図ってまいります。

財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正するための措置を以下のように考えております。

(1) 企業風土の改革・コンプライアンス遵守意識の徹底

(2) 稼働時間計上の適正性の指導および教育

(3) 投資評価体制の構築

(4) 工事進行基準の適正性を担保するための社内体制の整備

(2) 第 67 期 内部統制報告書 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

## 記

平成 28 年 7 月頃、当社の衛星事業部において不適切な会計処理が行われていた可能性があると当社社員からの報告を受け、当社は内部調査を実施するとともに、調査の独立性を確保し、専門的および客観的な見地からの調査分析、再発防止策の立案等を目的とした、当社と利害関係のない社外の弁護士および公認会計士から構成される社内調査委員会を平成 28 年 8 月 3 日付で設置いたしました。

社内調査委員会の調査・検証により平成 25 年度および平成 26 年度において、本来請負案件の原価に計上すべき費用を、客観的には実態のない投資案件のソフトウェア仮勘定に計上することにより、原価を不当に繰り延べることの他、工事進行基準における計画原価を不当に低減させ利益を前倒し計上する等の不適切な会計処理が行われていたこ

とが判明しました。なお、平成 27 年度決算において当該ソフトウェアは将来の回収可能性がないことから減損処理を行いました。

これに伴い当社は、影響のある過年度の決算を訂正するとともに、平成 26 年 3 月期から平成 28 年 3 月期の有価証券報告書並びに平成 26 年 3 月期第 1 四半期から平成 28 年 3 月期第 3 四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件不適切な会計処理の背景は、平成 25 年度に当該事業部の受注が同業他社の参入等による競争激化および大型案件の多額なディスカウントの影響等により減少し、当初策定した数値計画と乖離が生じ、かつ、今後も乖離が拡大することが想定される状況下において、経営陣から計画達成の指示を受けたこと等を要因とし、当該事業部の幹部社員が、過去に同事業部を成長基盤に乗せてきたとの自負心もあり、部下に不正を指示し同事業部において実行させたものであります。

このような不適切な会計処理の早期発見と適切な対応を逸した原因は、全社的な内部統制におけるコンプライアンス遵守意識が不足していたこと、企業風土としての自由闊達さが減退していたこと、また、稼働時間の計上に係る指導が不足していたこと、フェーズを利用した工事進行基準の運用状況の検証が適切でなかったこと、および社内開発に係る投資評価のモニタリングが不足していたこと等の統制上の不備によるものと認識しております。当社は当該内部統制の不備が、結果として財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することが出来ませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、今回の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、社内調査委員会からの提言を踏まえ、以下のとおり再発防止策を講じて内部統制の整備・運用を図ってまいります。

財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正するための措置を以下のように考えております。

- (1) 企業風土の改革・コンプライアンス遵守意識の徹底
- (2) 稼働時間計上の適正性の指導および教育
- (3) 投資評価体制の構築
- (4) 工事進行基準の適正性を担保するための社内体制の整備

(3) 第 68 期 内部統制報告書 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は

有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

## 記

平成 28 年 7 月頃、当社の衛星事業部において不適切な会計処理が行われていた可能性があると当社社員からの報告を受け、当社は内部調査を実施するとともに、調査の独立性を確保し、専門的および客観的な見地からの調査分析、再発防止策の立案等を目的とした、当社と利害関係のない社外の弁護士および公認会計士から構成される社内調査委員会を平成 28 年 8 月 3 日付で設置いたしました。

社内調査委員会の調査・検証により平成 25 年度および平成 26 年度において、本来請負案件の原価に計上すべき費用を、客観的には実態のない投資案件のソフトウェア仮勘定に計上することにより、原価を不当に繰り延べることその他、工事進行基準における計画原価を不当に低減させ利益を前倒し計上する等の不適切な会計処理が行われていたことが判明しました。なお、平成 27 年度決算において当該ソフトウェアは将来の回収可能性がないことから減損処理を行いました。

これに伴い当社は、影響のある過年度の決算を訂正するとともに、平成 26 年 3 月期から平成 28 年 3 月期の有価証券報告書並びに平成 26 年 3 月期第 1 四半期から平成 28 年 3 月期第 3 四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件不適切な会計処理の背景は、平成 25 年度に当該事業部の受注が同業他社の参入等による競争激化および大型案件の多額なディスカウントの影響等により減少し、当初策定した数値計画と乖離が生じ、かつ、今後も乖離が拡大することが想定される状況下において、経営陣から計画達成の指示を受けたこと等を要因とし、当該事業部の幹部社員が、過去に同事業部を成長基盤に乗せてきたとの自負心もあり、部下に不正を指示し同事業部において実行させたものであります。

このような不適切な会計処理の早期発見と適切な対応を逸した原因は、全社的な内部統制におけるコンプライアンス遵守意識が不足していたこと、企業風土としての自由闊達さが減退していたこと、また、稼働時間の計上に係る指導が不足していたこと、フェーズを利用した工事進行基準の運用状況の検証が適切でなかったこと、および社内開発に係る投資評価のモニタリングが不足していたこと等の統制上の不備によるものと認識しております。当社は当該内部統制の不備が、結果として財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することが出来ませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、今回の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、社内調査委員会からの提言を踏まえ、以下のとおり再発防止策を講じて内部統制の整備・運用を図ってまいります。

財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正するための措置を以下のように考えております。

- (1) 企業風土の改革・コンプライアンス遵守意識の徹底
- (2) 稼働時間計上の適正性の指導および教育
- (3) 投資評価体制の構築
- (4) 工事進行基準の適正性を担保するための社内体制の整備

以上